

管理 No.	g024
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 /内線:3723)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	児童手当の調査拒否等による手当支払差止め	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	根拠規定条項	第 11 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	基準規定条項	第 11 条 第 26 条
	処分基準	児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくして、次に掲げる法令に定める届出をせず、又は書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。 (1) 現況届 (2) 氏名変更届 (3) 住所変更届 (4) 受給事由消滅届
		※裏面に続く
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	【根拠法令】児童手当法 第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。